

昭和二十四年十二月一日
答弁第七二号

(質問の 七二)

内閣衆甲第一三九号

昭和二十四年十二月一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員田島ひで君提出特殊物件中通信器材の拂下げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田島ひで君提出特殊物件中通信器材の拂下げに関する質問に対する答弁書

一 旧逓信省が連合軍から引継を受けた資材は別表のとおりであります。

二 本件につきましては第一回国会に返還通信資材処分状況として提出済でありますので御了知願います。なお、特定の業者にその大半を拂い下げた事実はありません。

三 終戦後内閣に特殊物件処理委員会が設置されて、総括的基本方針が決定し通信資材専門委員会が下部機関として設置され、ここで一定の配分基準率が決り、資材の配分が実施されたのであります。

四 輸出用として拂下げたものは所定のルートを通じ輸出されております。

五 拂下資材の評価は原則として引渡当時の公定価額、公定価額のないものは公定価額を参考として定むる時価を基準価額とし、これより一定の利用減価率と運賃減価率を差し引いた額であります。これ等の評価額は約二億六千八百八十八万円余となっております。

六 本年九月末日現在未徴収金額は約千八百万余円あり、この内約六百二十万余円は閉鎖機関に指定せら

れた会社でありまして目下精算中であります。その他約千二百万円余の未徴収につきましては債務会社に対し徴収に全力を盡し、毎月多額の金額の徴収をみております。

なお、徴収見込のないものについては目下法務庁に訴訟方申請中であります。

七 三洋商会については労組によつて問題にされて提訴した事実はありません。

資材を拂下げた会社中、三洋商会に対しては最高額の未徴収金即ち八百万余円の債権がありましたので、その回収に努めた結果二十三年十一月五百万円の納金を得ましたが、その後、到底徴収の見込みがないように考えられましたので、二十三年十二月訴訟を提起し本年六月末日、東京最高裁判所において最終判決を見まして目下差押え物件について努力中であります。

右答弁する。

(別表) 返還通信資材引継及配分調書 (昭和二十四年六月三十日最終)

名稱	單位	引継總數	他官庁	遞信省	民間
裸線及被覆線	疋	九一四、三六〇	九二、八七三	三四八、八九三	四七二、五九四
鉛被ケーブル	米	五、八二六、五六八	三一五、七六九	三、一八一、九六〇	二、三二八、八三九
各種交換機	個	二、一四四	七四	一、三六三	七〇七
各種電話機	個	三五、三七三	二、三二三	二一、三二四	一一、七二六
各種電信機	個	二、六四〇	五六八	一、一八九	八八三
搬送裝置及中繼器	個	四四八	五三	七七	三一八
無線送信機	個	七、五二九	一、二三六	一、〇七九	五、二一四
無線受信機	個	五、九一一	五七八	八三二	四、五〇一
真空管	個	一、四五七、五九八	一一八、二一五	一六〇、一二八	一、一七九、二三五
發電機及配電盤	個	一一、八三二	八六八	一、一一七	九、三四七
蓄電池及整流器	個	一八五、三一	一八、六四三	七三、五九六	九三、〇七二
計器	個	七三、七三四	八、五四〇	二八、六七七	三六、五三七
雜品	個	一二、六八五、四九七 四三三、九〇九	七三一、七〇一 三八、二四一	七、二五三、八三六 一九三、六三七	四、六九九、九六〇 二〇一、〇三一